尼崎市へのふるさと納税が昨年度よりオトクになりました！

各種メディアで取り上げられ話題となっている「ふるさと納税」ですが、今年度おこなわれた税制改正により、昨年度よりもさらにオトクになりました。
尼崎市が出身地、尼崎市を応援したい、など、尼崎市に縁があって市外にお住まいのご親戚やご友人の皆様に、是非とも、「尼崎市のふるさと納税」をご周知ください。
また、尼崎市にお住まいの方が尼崎市にふるさと納税をしても特典を受けることができますので、あわせてご協力をお願いいたします。

○ 「ふるさと納税」とは？

寄附をすると税金が控除されますが、この控除額が拡大されたのが「ふるさと納税」という制度です。

○ 昨年度よりもオトクって？

【オトク①】
戻ってくる税金が増えました！

「ふるさと納税」では、寄付金のうち、2,000 円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と住民税の税額が軽減されます。この軽減される額が、昨年度よりも増えました！

たとえば、年収 500 万円の方が 50,000 円の寄付をした場合、
平成 26 年度：戻ってくる税金 37,350 円
平成 27 年度：戻ってくる税金 **48,000 円**
（※所得によって軽減額は異なります。）

【オトク②】
選べる記念品が増えました！

尼崎市では、10,000 円以上の寄附をいただいた方に、記念品を贈呈しています。この記念品を選べる数が、昨年度よりも増えました！

たとえば、尼崎市に 50,000 円の寄付をした場合、
平成 26 年度：10,000 円相当の記念品を贈呈
平成 27 年度：**20,000 円相当**の記念品を贈呈
記念品の数も、29 品から **43 品**に増えました！

＜記念品の一例＞　※その他の記念品については、パンフレット、市ホームページなどをご覧ください。

ひろたのギフトセット
（2,000 円相当）

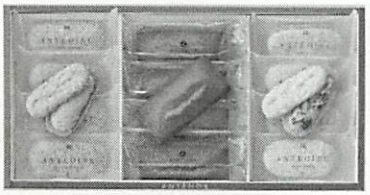

神戸ガトー倶楽部
（2,000 円相当）

ﾎﾃﾙﾆｭｰｱﾙｶｲｯｸお食事券
（10,000 円相当）

至高のハムセット
（10,000 円相当）

○なぜこの時期に PR するの？

平成 28 年に税の軽減を受けるためには、平成 27 年 12 月 31 日までに寄附金を納付する必要があります。寄附をするために必要な納付書の送付や口座番号の案内までには日数を要しますのでご注意ください。（年内の市役所の開庁日は、平成 27 年 12 月 28 日が最終です。）

＜問い合わせ先＞

尼崎市 企画財政局 行財政推進部 財政課　TEL：06-6489-6155／FAX：06-6489-6793

回覧										